

津南町地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和元年度作成



津南町防災会議

目 次

原子力災害対策編

第1章	総則	1
第1節	計画作成の趣旨等	1
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	4
第3節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4節	用語の解説	9
第2章	災害事前計画	11
第1節	計画策定に係る関係機関等との協議・調整	11
第2節	迅速かつ円滑な災害対策、災害復旧への備え	12
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	13
第4節	緊急事態応急体制整備計画	15
第5節	原子力災害に関する知識の普及啓発	17
第6節	防災業務関係者の人材育成	18
第7節	原子力防災訓練計画	19
第8節	退避・避難実施体制整備計画	20
第9節	広域避難体制の整備	22
第10節	緊急輸送活動体制等の整備	23
第11節	住民等への的確な情報伝達体制整備計画	24
第3章	緊急事態応急対策	25
第1節	災害対策本部の組織・運営計画	25
第2節	情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保	26
第3節	緊急事態応急対応	27
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	28
第5節	屋内退避、避難、受入れ等の防護活動	30
第6節	飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、集出荷制限	32
第7節	緊急輸送活動	33
第8節	防災業務関係者の安全確保	34
第9節	核燃料物資等の運搬中の事故に対する対応	35
第4章	災害中長期対策	36
第1節	復旧・復興対応	36
第2節	被災者等の生活再建等の支援	37
第3節	産業等への支援	38
第4節	心身の健康相談体制の整備	39

策定

令和2年 3月31日

第 1 章 総則

第 1 節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民及び来訪者等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき津南町防災会議が策定する津南町地域防災計画のうち、原子力災害対策に関する計画であり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものである。

なお、津南町地域防災計画は、「風水害・雪害対策編」及び「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」で構成する。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

この計画の策定に当たっては新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）との整合性を有するものとする。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 計画の習熟等

町及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

6 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

7 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の基礎となる災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常放出により生じる原子力災害を想定する。また、町は、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故や発電所周辺での大規模自然災害等発生時においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、国、県、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

8 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」及び「風水害・雪害対策編」の定めることによる。

9 共通用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(災害対策基本法第2条の2関係)
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児等その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第8条第2項関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(災害対策基本法第49条の10関係)
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町等が活動の中心となる町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2関係)
避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

用語	定義
指定緊急避難場所	避難場所のうち町が指定したもの。(災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係)
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち町が指定したもの。(災害対策基本法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 関係)
り災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。(災害対策基本法第 90 条の 2 関係)
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。(災害対策基本法第 90 条の 3 関係)

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、以下のとおり発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分し、必要な措置を講じるとしている。

区 域	基本の対応
即時避難区域（PAZ） (Precautionary Action Zone)	<p>発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。</p> <p>避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。</p> <p>また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。</p>
避難準備区域（UPZ） (Urgent Protective Action Planning Zone)	<p>半径おおむね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。</p> <p>全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>

区 域	基本の対応
放射線量監視地域（UPZ外）	UPZの外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

2 津南町における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

津南町における原子力災害対策を実施すべき地域は、下表のとおりとする。

区 域	対象地区名
放射線量監視地域（UPZ外）	津南町全域

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、津南町地域防災計画（震災対策編）及び同（風水害対策編）によるほか、次のとおりとする。

1 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
津 南 町	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 町原子力災害対策本部及び町現地原子力災害対策本部の設置に関すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 7 緊急時モニタリングへの協力に関すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 13 町道の通行確保に関すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 15 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 17 汚染物質の除去及び除染に関すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 20 風評被害等の影響の軽減に関すること 21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること 22 心身の健康相談に関すること 23 児童、生徒、園児の退避及び避難に関すること 24 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること 25 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
十日町地域広域事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報に関すること 2 住民等の避難、屋内退避の誘導に関すること 3 緊急時医療活動に対する協力に関すること 4 救急活動の実施に関すること
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること 2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること 3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること 4 通信連絡網の整備に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること 7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること 8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること 9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること 10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること 11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること 12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること 14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること 15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 16 環境放射線モニタリングに関すること 17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 18 原子力災害医療措置に関すること 19 飲食物の摂取制限等に関すること 20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 25 汚染物質の除去及び除染に関すること 26 各種制限措置の解除に関すること 27 市町村の原子力防災対策に対する指示指導及び助言に関すること 28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 29 損害賠償請求等に必要資料の取りまとめに関すること 30 風評被害等の軽減に関すること 31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 32 心身の健康相談に関すること 33 物価の監視に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
(教育庁)		34 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 35 児童、生徒の退避及び避難に関すること 36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること
(県警察)		37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること 38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること 39 交通規制、緊急交通路の確保に関すること 40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること
指定地方 行政機関	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること 2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること
自 衛 隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること

2 原子力事業者が処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京電力ホールディングス 株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること

第4節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。（据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
放射性物質拡散予測計算システム	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

用語	解説
施設敷地緊急事態	発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
全面緊急事態	発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階この段階のこと。

第2章 災害事前計画

第1節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議

町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について県から意見聴取を受けた時は、町地域防災計画（原子力対策編）と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

2 原子力防災専門官との連携

町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、平時から原子力防災専門官と連携を図り、実施する。

第2節 迅速かつ円滑な災害対策、災害復旧への備え

1 関係機関との連携強化

町は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ円滑に災害応急対策等が行えるよう努める。

また、民間事業者に委託可能な災害応急対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 応急・復旧活動に必要な資機材の確保

町は、燃料、発電機及び建設機械等の応急・復旧活動時に必要な資機材について、地域内の備蓄量や供給事業者の保有量を把握し不足が懸念される場合は、関係機関や民間事業者との連携に努める。

3 公共用地等の有効活用

町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

1 計画の方針

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、防災行政無線、携帯電話及び業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する基礎的情報等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災計画を備え付けるなど、防災対策上必要とする資料を整理する。

4 通信手段・経路の多様化

(1) 町防災行政無線の整備

町防災行政無線について、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用に努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

(6) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

(7) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第4節 緊急事態応急体制整備計画

1 計画の方針

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な整備を図るものとする。

2 職員参集体制の整備

町は、警戒事態又は特定事態等の発生の際に、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡が行えるよう職員の参集体制の整備を図るものとする。

3 防災関係機関との連絡体制

町は、平常時から国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

4 専門家の派遣要請

町は、必要に応じて、国、県、原子力事業者及び防災関係機関に対して専門的知識を有する派遣を要請するため、体制を整備するものとする。

5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助資機材等の整備に努める。

(2) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、国及び県と協力し、災害応急対策に従事する職員の安全を確保するための資機材を整備する。また、災害時における避難誘導等の防護対策活動を実施するための資機材もあわせて整備する。

(3) 救助・救急機能の強化

町は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

6 緊急時モニタリング体制の整備

町は、県の実施する原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備に対して協力する。

7 原子力災害医療活動体制の整備

- (1) 町は、県の協力によって原子力災害医療に関わる要員等の確保に努め、県は原子力災害医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。県は、町と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。
- (2) 県は、屋内退避施設及び避難所に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。なお、町は、救護所の運営の支援体制を整備する。

8 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

町は、安定ヨウ素剤の配布が必要な場合に備え、県が備蓄する安定ヨウ素剤の住民への配布が円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

第5節 原子力災害に関する知識の普及啓発

1 計画の方針

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を行う。

2 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に町等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路・避難所及び屋内退避所に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

3 教育機関における普及啓発

町は、県、教育機関、民間団体等と連携し、防災教育を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

4 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及と啓発に際して、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

第6節 防災業務関係者の人材育成

町は、国、県及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、町職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を必要に応じて実施する。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 発電所等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の設備、機材及びその操作に関すること
- ⑦ 緊急時に町、県、国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 緊急時の広報に関すること
- ⑪ その他必要と認めること

第7節 原子力防災訓練計画

町は、国、県及び防災関係機関等の協力を得て、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた計画を策定し、定期的な訓練の実施に努める。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 緊急時モニタリング訓練
- ④ 原子力災害医療訓練
- ⑤ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑥ 住民等の避難訓練
- ⑦ 避難所等運営訓練
- ⑧ その他必要と認める訓練

第8節 退避・避難実施体制整備計画

1 計画の方針

町は、国、県、県内市町村及び防災関係機関と協力し、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

また、町は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

県は、即時避難区域（P A Z）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう退避・避難実施体制の整備を図る。

2 避難所、屋内退避所等の整備

(1) 避難所、コンクリート屋内退避所等の整備

町は、学校、町公民館、開発センター等公共的施設等を対象に、避難所、コンクリート屋内退避所及びスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等として指定する。

また、町は避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難所等として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用の資機材の確保

町は、国及び県と協力し、住民の避難誘導に必要な資機材等の確保を図る。

3 要配慮者等の屋内退避・避難体制の整備

(1) 町は、県の協力により、在宅の要配慮者の屋内退避・避難が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「避難行動要支援者の避難支援プラン」に基づいて避難支援体制を整備する。

(2) 町は、病院、社会福祉施設等の管理者に対し、自力避難の困難な要援護者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

(3) 病院、福祉施設等の管理者は、入院又は入所の要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画を作成するよう努める。町は、県、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の要配慮者の受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。

(4) 県は、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、避難市町村、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。

(5) 消防機関等の防災関係機関は、要配慮者の屋内退避・避難が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。

4 住民の避難状況等の確認体制の整備

町は、退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示（緊急）等を行った場合において、住民の退避・避難状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

5 屋内退避・避難の住民等への事前周知

- (1) 町は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 町は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (3) 町は、他市町村の避難者を受け入れる際の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

6 学校等における体制の整備

- (1) 各学校・保育園（以下「学校等」という。）の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、町及び県と協力し、原子力災害発生時に児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等の策定、避難訓練の実施に努める。
- (2) 町は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。
- (3) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第9節 広域避難体制の整備

1 避難所の確保・調整

- (1) 町は、PAZ, UPZ 区域（以下、重点区域）を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。なお、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。
- (2) 町は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物や自宅等をあらかじめ決める。
- (3) 県は、市町村の区域を超えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、重点区域を含む市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

2 避難体制の整備

県は、警察及び防災関係機関と協力し、重点区域を含む市町村に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。

第10節 緊急輸送活動体制等の整備

町は、県が行う緊急輸送活動体制等の整備に対して協力する。県は、緊急時に備え、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や円滑な緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。

- ① 町は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。
- ② 県は、国及び市の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。
- ③ 県は、国及び町の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制整備計画

1 情報伝達体制及び設備の整備

- (1) 町は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。また、町は、民生委員・児童委員や社会福祉施設等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達体制の整備に努める。
- (2) 町は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。
- (3) 町は、株式会社NTTドコモ他電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

2 地域コミュニティによる共助意識の醸成

町は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員児童委員、自主防災組織及び行政区と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

町は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の設置に至らないような事故が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書及び町の対応方針に基づき適切に対応する。

なお、災害対策本部の組織及び運営方法に関しては、津南町地域防災計画（震災対策編）及び同（風水害対策編）を準用する。

2 災害対策本部等の設置基準

原子力災害が発生した場合、直ちに次の配備態勢を取り、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

配備態勢	配備基準		参集職員	業務内容
第1次 配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1マイクロシーベルト／時を超える数値を検出したとき ・安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ・その他町長が必要と認めたとき 	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課職員 ・建設課職員 ・避難所開設・運営、避難行動要支援者対応に関係する職員 ・その他必要とする課の職員 	情報の把握を実施する。参集職員以外の職員は待機する。
第2次 配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 	施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次配備態勢職員 ・班長以上の職員 ・各課等の長が必要と認める職員 	事務分掌に定める総務部及び関係部が活動する態勢とし、本部会議を開催し、必要な応急対策を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ・その他知事が必要と認めたとき 	全面緊急事態		

※太枠は、災害対策本部を設置した際の態勢。

第2節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保

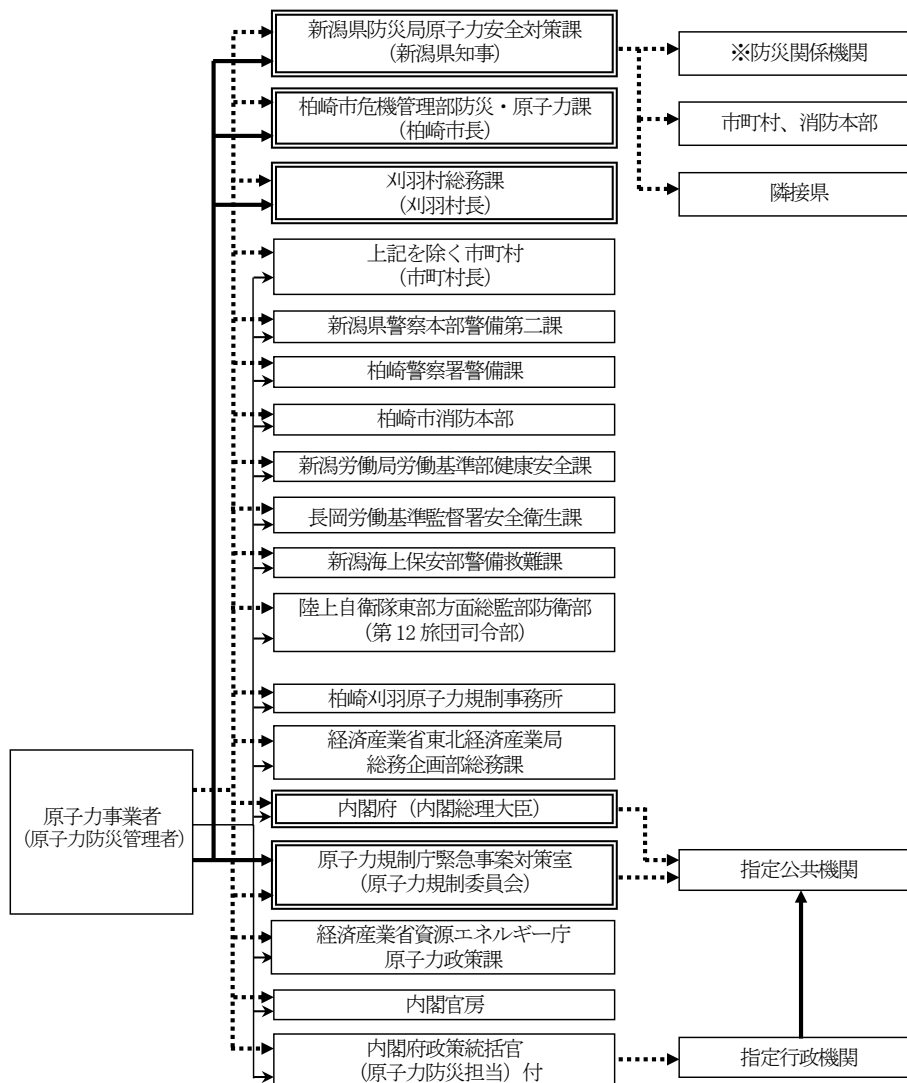
1 計画の方針

町は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 通報・連絡

県や原子力事業者等から通報があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力ホールディングス(株)と市町村との安全協定等に基づく通報経路(発電所内での事象発生時の通報経路)



- > : 電話によるファクシミリ着信の確認
 - - -> : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
 - > : 電話等による連絡
- ※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」
 ・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

第3節 緊急事態応急対応

1 救助・救急、消火等

町は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行う。

2 原子力災害医療

町は、県が避難所に設置する救護所の運営を支援し、住民に対する汚染検査、除染等に協力する。

3 緊急時モニタリング結果の報告と公表

町は、県、緊急時モニタリングセンター、関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。

4 応援に係る留意事項

応援を実施する場合は、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、その内容について、十分協議する。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

1 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

町は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 町内外への情報提供

町は、県及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず町内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

(3) 定期的な情報提供

町は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(4) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

町は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、農林水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所、安定ヨウ素剤の服用等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

また、町は、広報車、防災行政無線、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(5) 多様な媒体の活用

町は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 指定避難所外避難者への周知

町は、指定避難所以外に避難した住民の所在の把握に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

第5節 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

1 計画の方針

町は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、国及び県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果等を勘案して講ずるものとする。

3 避難・屋内退避の実施

(1) 住民等の避難・屋内退避の指示

必要に応じてUPZと同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

(2) 避難・屋内退避の実施、情報提供等

ア 町は、選定された避難経路所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経路所及び避難所までの誘導や避難経路所及び避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

イ 町は、避難経路所及び避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、LGBT（性的少数者）への配慮等人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。

ウ 町は、県、警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

エ 町は、避難経路所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

オ 町は、避難者の流入により避難経路所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難経路所・避難所又は新たに開設した避難経路所・避難所で受け入れ、避難経路所・避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

(3) 屋内退避の実施における留意点

ア 自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

イ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

4 要配慮者等の支援

避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

5 安定ヨウ素剤の配布

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

6 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

町は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの勧告解除、又は指示解除等を行う。

(2) 屋内退避指示の解除

町は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、集出荷制限

1 計画の方針

町は、放射性物質の飲料水の汚染状況調査を実施するとともに、県が行う飲料水、農林水産物の汚染状況調査に協力するものとする。

また、町は、これらの汚染状況調査をもとに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえて県が行う指導、助言、指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、飲食物の摂取制限、農林水産物の出荷制限等を実施するものとする。

2 農林水産物の採取及び集出荷制限

町は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、集出荷機関、市場の責任者に対し、下記措置を講じるよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の集出荷制限
- (4) 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

3 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を実施した場合、必要に応じて、住民に対し飲料水及び飲食物を供給する。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

町及び道路管理者は、交通規制にあたる警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

2 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 町は、県と連携して、災害応急対策に従事する職員の被ばく管理を行う。
- (3) 町は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (4) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県、他市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第9節 核燃料物資等の運搬中の事故に対する対応

1 計画の方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

2 町及び関係機関等の活動

- (1) 町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国、県の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4章 災害中長期対策

第1節 復旧・復興対応

1 計画の方針

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

2 避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

3 放射性物資による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

4 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

5 災害地域住民に係る記録等の作成

- (1) 町は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。
- (2) 県及び町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活資金等の支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 相談窓口体制の整備

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。町外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 支援制度の整備

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

町は、国、県、県内市町村及び関係機関・団体と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

2 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

第4節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原災指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。